

警報発令時の臨時休業等について

対象となる警報は、『**暴風警報**』または『**大雨警報**』です。
※ただし、『**泉佐野市**』に発令された場合に限りません。

◎幼児、児童、生徒が登園、登校前について

午前7：00現在 発令中の場合

幼稚園	臨時休業とします。
小学校	自宅待機とします。
中学校	

午前8：30現在 発令中の場合

小学校	臨時休業とします。
中学校	

◇当日の学校給食の献立は翌日に、翌日の献立は翌々日に繰り越し、翌々日の献立は取り止めとします。但し、繰り越した日が土・日・祝日の場合は当該日を取り止めとし、翌平日は通常どおりの献立となります。

◇学校給食が中止になった場合、給食費の返金対象になりません。

午前8：30までに 「警報が解除された」 場合

小学校	通常の授業を行います。
中学校	学校給食は、通常通り実施します。

◎幼児、児童、生徒が登園、登校後について

台風の接近に伴い発令された（今後状況が悪化する）場合

幼稚園	一斉降園 ※緊急連絡網で連絡します。 幼児の安全に配慮し、一斉降園します。 午前10時30分以降に発令された場合、給食実施後一斉降園します。
小学校	一斉下校 児童、生徒の安全に配慮し、一斉下校します。 午前10時30分以降に発令された場合、給食実施後一斉下校します。 午後2時までに発令された場合、留守家庭児童会は休会となります。
中学校	

◇学校給食が中止になった場合、給食費は返金対象になりません。

台風の接近がなく発令された（一時的・局地的）場合

幼稚園	通常の授業を行います。
小学校	幼児、児童、生徒の安全に配慮し、天候等の状況により降園、下校について決定します。 学校給食は実施します。 留守家庭児童会は開設します。
中学校	

◇警報発令の有無にかかわらず、災害発生や交通遮断等による臨時休業は、校園長の判断で行う場合があります。

◇台風の接近がなく発令された（一時的・局地的）場合は、通常保育、通常授業を実施しますが、局地的な集中豪雨等で地域的に危険性が高いと考えられる場合は、一斉降園、一斉下校を実施する場合があります。